

長野県からのお知らせ

しあわせ信州



若者がいきいきと活躍する社会へ

長野県・長野県警察本部から

20歳のまま変わらないこと

日本一安全・安心な信州をめざして



- 飲酒・喫煙
- 競馬や競輪、オートレースなどの公営ギャンブル
- 養子をとること
- 国民年金保険料の納付義務 など



なぜ、お酒やたばこが解禁される年齢は変わらないのですか？

民法改正によって、成年年齢が18歳に引き下げられても、飲酒や喫煙が出来るようになる年齢は、20歳のまま変わりません。また、公営競技（競馬、競輪、オートレース、モーターボート競走）の年齢制限についても、20歳のまま維持されます。これらは、健康面への影響や非行防止、青少年保護などの観点から、従来の年齢要件を維持することとされています。

春は、新しい環境で生活が始まる季節です。安心・安全な新生活がスタートできるよう、長野県警察本部と共同で皆さんの生活を応援します！

消費者トラブルで
お困りのときは、

消費生活センターにご相談ください！

北信消費生活センター

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県庁西庁舎2階

☎026-217-0009
FAX:026-235-7288

中信消費生活センター

松本市大字島立1020
県松本合同庁舎4階

☎0263-40-3660
FAX:0263-40-3701

南信消費生活センター

飯田市追手町2-641-47
飯田市美術博物館隣

☎0265-24-8058
FAX:0265-21-1703

東信消費生活センター

上田市材木町1-2-6
県上田合同庁舎6階

☎0268-27-8517
FAX:0268-25-0998

※北信消費生活センターは、令和4年2月14日から、西庁舎1階から2階に移転しました。
県消費生活センターでは、新型コロナウイルス感染拡大防止の徹底を図るため、当面の間、電話によるご相談にご協力をお願いします。

消費者ホットライン188 (局番なし) でもご相談いただけます

継続のご相談など、決まった窓口へのご相談は直通の番号へ電話してください。
相談は無料ですが、相談窓口につながった時点から、通話料金が発生します。

編集・発行
(令和4年3月発行)

長野県県民文化部 **くらし安全・消費生活課**
〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁西庁舎2階
TEL026-232-0111(代表) E-mail:kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp

「くらしまる得情報」は長野県金融広報委員会
(事務局:日本銀行 長野事務所内)の協力を得て作成しています。



はインターネットでもご覧いただけます。
長野県消費生活情報サイト <https://www.nagano-shohi.net/>



長野県は「SDGs 未来都市」です

ながのけん **くらし得情報** 春号 marutoku

内容

- 特殊詐欺被害大幅増！
- 民法改正 18歳から大人！若者に注意してほしい事例
- 今から備える「老後のお金」～NISA（ニーサ）～
- 長野県からのお知らせ



令和3年中の 特殊詐欺被害状況

被害内容	被害認知件数	被害額
特殊詐欺全体	155件	2億6,894万円
(前年同期)	(125件)	(2億9,678万円)
オレオレ詐欺	40件	9,321万円
架空料金請求詐欺	33件	9,803万円
キャッシュカード詐欺盗(※)	32件	2,918万円
預貯金詐欺(※)	26件	2,095万円
還付金詐欺	20件	1,692万円

◆認知件数155件
前年比大幅増

◆キャッシュカード対象(※)の詐欺が高水準

◆オレオレ詐欺・還付金詐欺・キャッシュカード詐欺盗が大幅に増加

(長野県警察本部発表暫定値、1万円未満切り捨て)

特殊詐欺の種類	オレオレ詐欺	架空料金請求詐欺	キャッシュカード詐欺盗	預貯金詐欺	還付金詐欺
	親族、警官等を装い、親族が起こした事件・事故に対する示談金等を名目に金銭等をだまし取る(脅し取る)詐欺	未払いの料金があるなど架空の事実を口実とし金銭等をだまし取る(脅し取る)詐欺	金融庁や銀行などを名乗る詐欺師が自宅を訪れて、言葉巧みに被害者にキャッシュカードを封筒に入れさせ、隙(印鑑を取りに行っている間など)を見て偽物の封筒とすり替え、被害者のキャッシュカードを持ち去る詐欺	親族、警察官、銀行協会職員等を装い、あなたの口座が犯罪に利用されており、キャッシュカードの交換手続きが必要であるなどの名目で、キャッシュカード・クレジットカード・預貯金通帳等をだまし取る(脅し取る)詐欺	税金還付等に必要の手続きを装って被害者にATMを操作させ、口座間送金により財産上の不法の利益を得る詐欺

被害に遭わないために、電話対策をしましょう！

“電話対策”とは、「相手からの電話には出ない」ことです。

具体的には、自宅の固定電話機を

ポイント!

- ☑ 常時留守番電話に設定し、メッセージを残した人だけ返信する
- ☑ 迷惑電話対策機器を活用する
- ☑ 迷惑電話防止機能付き電話機に変える



長野県消費者被害防止啓発キャラクター **もシカっち**



(消費者庁イラスト集より)

そもそも「見知らぬ相手に電話をかけない、連絡を取らない」ことが一番の被害防止対策です！